

静岡県告示第453号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

富士宮市弓沢町150番地

(2) 名称及び代表者の氏名

静岡県猪之頭公園運営協議会

会長 須藤秀忠

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで